

工作物石綿事前調査者講習開催に係る情報

特定工作物告示（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物の事前調査者講習について、調査者講習登録規定が改正され、令和6年4月19日付けで講師要件、受講資格等登録に係る通達が発出されたところです。当センターでは令和8年1月1日からの施行に向けて、**本年9月頃開講予定**として現在登録準備中です。

【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】

○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備）

○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備）

○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）

※上水道管は除く

【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部に相当します

●受講資格等

区分	受講要件・学歴等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の工作物に関する実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の工作物に関する実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の工作物に関する実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の工作物に関する実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	工作物に関する実務経験年数：11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	工作物石綿事前調査に関する実務経験年数：5年以上
8	8-a 石綿作業主任者技能講習を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
11	作業環境測定士	工作物石綿事前調査に関する実務経験年数：5年以上

● 講習時間 ①1日目 6時間、②2日目 5時間＋修了考査 1.5時間

● 科目免除 ○建築物石綿含有建材調査者：第1講座-①、-②石綿に関する基礎知識（2H）、第4講座：工作物石綿事前調査報告書の作成（1H）

○石綿作業主任者技能講習終了者：第1講座-①石綿に関する基礎知識（1H）

一般建築物石綿含有建材調査者講習の今後の開催予定

●6月11・12日に中東部地区の山口県セミナーパークで開催します。その後は7月29・30日に下松会場、9月2・3日に岩国会場での開催となります。

●9月の岩国会場での開催は、昨年同様岩国市役所様の会議室となります。岩国地区での数少ない開催ですので、この機会にご検討ください。その後は10月以降の開催となります。



回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
7	6月11・12日(火・水) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	残り10数名 申込受付中	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円
8	7月29・30(月・火) 1日目 9:00~16:30 2日目 9:00~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員40名 申込受付中	※都合により空きが出る場合がありますのでキャンセル待ちも承ります。
9	9月2・3(月・火) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	岩国市役所会議室 岩国市今津町 1-14-51	定員30名 申込受付中	

[山口労働局長登録第171号]石綿作業主任者技能講習]

5月30・31日、7月8・9日石綿作業主任者技能講習 (助成金対象) 開催します

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
4	5月30・31日(木・金) 1日目 8:45~16:30 2日目 8:50~15:30	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	残り数名 申込受付中	受講料 12,000円 テキスト代 2,013円
5	7月8・9日(月・火) 1日目 9:20~16:00 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員40名 申込受付中	※都合により空きが出る場合がありますのでキャンセル待ちも承ります。
6	9月中旬開催予定	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	予定	

●5月末の開催後は、次は7月開催となります。応募状況次第では、9月に追加開催する予定です。調査者講習の受講を希望される方で、その受講資格を取得されたい方は計画的に受講してください。

●石綿作業主任者技能講習を修了された方が、続けて石綿調査者講習を受講できるように、開催会場・開催時期を考慮した講習を開催しています。石綿作業主任者技能講習を合格見込みとして、二つの講習を同時に申し込むこともできます(合格が必須)。

●当センターでは講習終了後、修了試験(考査)を実施し、合格者には即日修了証を交付します。事前に写真添付された申込書の送付をいただかないと修了証を作成できませんので、手続きは1週間前までにお願いします。予約後正式申込み及び受講料の納付手続きがなされない場合、キャンセルとみなすこととなりますので、失念されませんようにお願いします。

【7月1日から1週間、「全国安全週間」が実施されます】

令和6年度週間スローガン 『危険に気付くあなたが目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全』

今年で97回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

6月1日(土)から30日(日)までを安全週間準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、安全意識の啓発のための取組を行いましょ。

【フルハーネス型安全帯特別教育（FH）の開催】

○ 建設業の仕事に際しては、安全な作業床の確保が第一に求められますが、その組立等の作業に際しては安全帯の使用が何よりも必要となります。現在はより安全なフルハーネス型安全帯の使用が原則となりますが、正しく使用するための特別教育を修了し、知識を習得することが必要です。
○ 当センターでは、実技を含めたフルハーネスが安全帯特別教育を開催します。また一定数の受講者が集まれば、臨時に出張開催も承りますのでご用命ください



回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
2	(FH) 6月5日(水) 9:10~16:50	下松会場 (下松勤労者総合福祉センター)	40人 申込受付中	(FH) 受講料 9,000円 テキスト代 946円

ご存じですか？ 石綿則の改正に伴い、掲示が新たに義務付けられました

これまで石綿則第34条において、「石綿の人体に及ぼす作用」、「使用すべき保護具」について掲示することが義務付けられていました。この度、同規則の改正に伴い、「②石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」、「④保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等」を改められ、疾病の種類や保護具の種類についてより具体的に掲示することが必要となりました。

【石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状（記載例）】

- ① 中皮腫：息切れ、共通、咳・発熱・全身倦怠感・体重減少、腹痛、腹水貯留等
- ② 肺がん（気管支又は肺の悪性新生物）：咳・痰・血痰等
- ③ びまん性胸膜肥厚：呼吸困難・反復性の胸痛・反復性の呼吸器感染等
- ④ 石綿肺（じん肺）：息切れで・咳・痰等
- ⑤ 良性石綿胸水：呼吸困難、胸痛等 ※呼吸用保護部に関する記載例については別途掲載

◆◆◆ 令和6年「STOP！ 熱中症 クールワークキャンペーン」 ◆◆◆

◆「令和5年職場における熱中症による死傷災害の発生状況」は、全国では、死亡を含む休業4日以上死傷者数は1,045人、うち死亡者数は28人となりました。死傷者数のうち、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています◆死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続きました。山口県内でも、建設業、警備業、農業で各1件、近年にない3名の方が亡くなりました◆共通する原因として、①暑さ指数（WBGT）を把握していなかったこと、②熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかったこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮がなされていなかったことが挙げられています。このことから厚労省では

[1] 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること

※ 今年から対象地域全域でWBGT35以上となるおそれのある場合特別警戒アラートが発せられます

[2] 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと

[3] 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと について重点を置く取組を図るよう呼び掛けています。

◆当センターではご依頼により、熱中症予防のための管理者又は作業員を対象とした教育を行います。

令和5年7月	土木工事業	道路維持管理業務で草刈り作業中、倒れているのが発見され、病院に収容されたものの、死亡したもの
令和5年7月	警 備 業	道路改良工事現場で警備業務についていた被災者が、作業終了後に倒れ、病院に収容されたものの、死亡したもの
令和5年7月	農 業	農地の草刈り作業の終了時刻、休憩所近くの道路上に倒れているのが発見され、病院に搬送されたものの、死亡が確認されたもの